



市営住宅の家賃の納付について

市営住宅の家賃は、毎月月末が納期限です。納入相談や、特別な理由もなく期限までに納めない、約束を守らないといった滞納者には、督促状送付後、裁判所に申立てを行い、国税や地方税と同様に、給与、賞与、預貯金や財物などの差押えなどを行い、不平などの解消に努めています。

催告書や督促状、内容証明郵便が届くとき、裁判上の手続きを開始する準備を進めています。家族や保証人などに迷惑がかかることもありますので、すぐに納めることができない特別な事情がある場合は一日も早くご相談ください。

なお、納付相談で納付約束をしたうえで、さらに滞納が続く場合、契約解除の検討をしますのでご注意ください。

また、家賃や駐車場使用料の未納があると、自動車の車庫証明の手続の際、市営住宅の敷地を自動車保管場所として承諾することができません。その場合には、一括納付するか、納付約束をしていただいたうえで承諾の判断をすることになります。納付忘れにはご注意ください。



不動産公売の状況

地方自治体を運営していくうえでの大切な財源が地方税です。

そのほかにも生活に欠くことのできないライフラインや公的サービスなど、今ある事業の継続を目的とした市営住宅の家賃、水道料金、奨学金や給食費などの料金、介護保険料や国民健康保険税、保育所の保育料、下水道使用料や受益者負担金、道路占用料など、地方自治体には様々な公共料金があり、それが予算として分配され、財源になっています。

期限を「守るひと」と「守れないひと」のあいだに不平等が起きないように、口座振替や24時間納付できるコンビニ収納を含めた納付環境の整備を行ってきましたが、一部の方にはご理解いただけない状況にあります。

法律ではこのような方に対して督促状を送付、延滞税を課したうえで行政処分を行うこととしています。

赤平市は、自動車の差押えを行うためのタイヤロック(車輪を固定)とミラーズロック(ミラーとドアを固定)を備えるほか、ご自宅や店舗などの土地建物を差押え、インターネットを活用した公売、期日を定めて行う期日公売などを執行し、滞納整理を進めています。

▶ミラーズロック



■公売(入札)処分をおこなった不動産

→インターネット公売(入札)で売却
…6件

※土地のみ、建物のみ、土地付建物

→期日公売(入札)で売却

…8件

※土地のみ、建物のみ、土地付建物、自動車

売払い額の合計	14,103,888円
滞納市税充当額	5,376,886円

市税等 収納向上



information

問合せ

納税係 ☎32-2219

住宅係 ☎32-1820

今月の納付

- 固定資産税・都市計画税 2期
- 国民健康保険税 1期
- 後期高齢者医療保険料 1期

納期限 7月31日(水)まで



国民年金保険料免除などの申請

保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、住民登録をしている市の国民年金窓口でお手続きください。申請書は窓口にあります。

令和元年7月分から令和2年6月分までの免除などの受付は、7月1日から開始され、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業などにより保険料の納付が経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、市役所の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。



※年金手帳または基礎年金番号通知書、雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険被保険者離職票などの写し(雇用保険の被保険者であった方が失業などによる申請を行う場合)が必要です。

年金



information

問合せ
戸籍年金係
☎ 32-1823
砂川年金事務所
☎ 52-2144

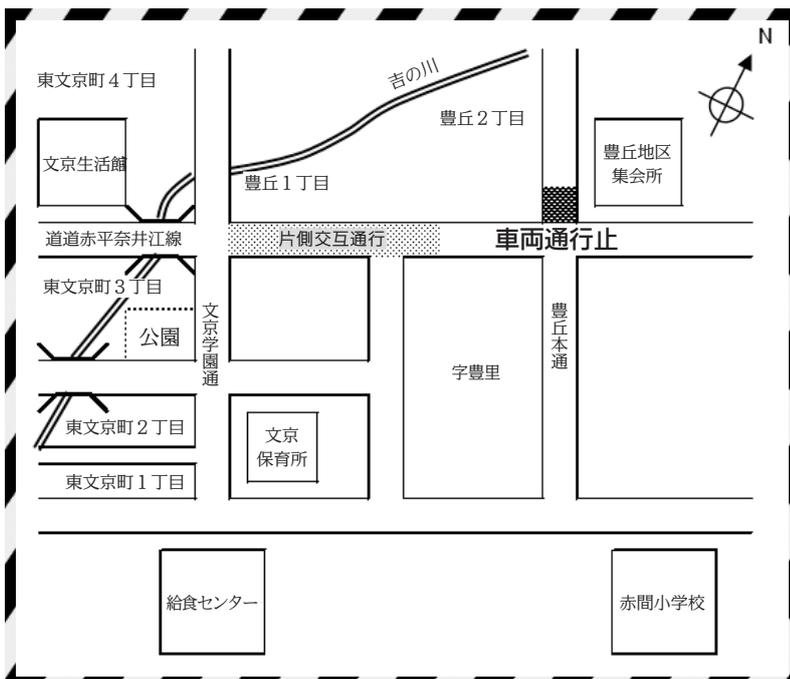
口座振替による前納の申し出について

6カ月前納(10月分～翌年3月分)を希望される場合は、8月末までにお申込みください。※通帳と銀行届け出印が必要です。

2年・1年・6カ月(4月分～9月分)の前納は受付が終了しています。



車両通行止のお知らせ



下水道工事のため、ご不便をおかけしますがご協力をお願いします。



車両通行止期間
7月上旬から
9月上旬まで

問合せ
上下水道建設係
☎32-2218

